

岡山県青年土地家屋調査士会会則

第1章 総則

第1条（名称）

この組織の名称は、岡山県青年土地家屋調査士会（以下「青調会」という。）と称する。

第2条（目的）

青調会は、土地家屋調査士制度の未来を見据え、友好団体との意見交流及び会員相互の親睦を通して、会員の意識・技術向上を目的とし、これを達成するために必要な事業を行う。また、岡山県土地家屋調査士会の発展に寄与する。

第3条（事務局の設置）

青調会の事務を処理するために、事務局を会長の事務所所在地に置く。

第2章 会員

第4条（会員）

1. 青調会の会員は、岡山県土地家屋調査士会会員にして青調会の目的に賛同し入会した者とし、正会員と賛助会員の2種類とする。
 - (1) 正会員
年齢が50歳未満の者、または年齢が50歳以上であっても土地家屋調査士登録後10年以内の者。
 - (2) 賛助会員
正会員の条件を満たさない者。
2. 正会員である者が、正会員の条件を満たさなくなった場合は、退会届の提出、及び受理がない限り、翌年度より賛助会員となる。

第5条（入会）

青調会の会員になろうとする者は、青調会事務局に入会申込書を提出し、1ヶ月以内に会費を指定口座に振込まなければならない。入金確認後、会員名簿の記載をもって、会員の資格を取得する。

第6条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- （1）第4条の会員資格の喪失
- （2）退会
- （3）除名

第7条（退会）

会員が退会しようとするときは、青調会事務局に退会届を提出しなければならない。その退会届の受理をもって、会員の資格を喪失する。

第8条（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会における議決により、これを除名することができる。
 - （1）青調会の名誉を毀損し、または青調会の目的に反する行為をしたとき。
 - （2）会費を1年以上滞納したとき。
2. 前項1号に該当するか否かは、役員会の議決によることとし、その会員を除名しようとする場合は、本人の事情を聴取しなければならない。ただし、本人がそれに応じない場合はこの限りではない。

第9条（会費等の不返還）

退会又は除名されたる場合、納入済の会費の返還は行わない。

第3章 会の機関

第1節 総会

第10条（総会）

1. 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。
2. 総会は、正会員をもって構成する。
3. 定時総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は適宜に、会長がこれを招集する。
4. 総会の招集には、会員に対し、会議の目的たる事項及び、内容並びに日時、場所を明示して開会の14日以前に通知しなければならない。
5. 正会員総数の3分の1以上の請求があった場合、会長は、請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
6. 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
7. 賛助会員は、総会に出席することが出来る。また、必要な場合、発言をすることが出来る。

第11条（議長）

総会の議長は、総会において選出する。

第12条（決議事項）

1. 事業計画に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 会則の改正及び変更に関する事項
4. 役員を選任及び解任に関する事項

5. その他青調会の運営に必要な事項

第13条（決議）

総会の決議は、出席した正会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第14条（書面表決議）

やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決委任することが出来る。この場合において、前条及び第10条第6項の規定の適用については出席したものとみなす。

第15条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成することとする。
議事録署名人は、出席した正会員の中から2名選出する。

第2節 役員及び役員会

第16条（役員）

青調会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会 計 1名
- (4) 幹 事 10名以内
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 6名以内

第17条（役員を選任及び任期）

1. 会長、副会長、会計、幹事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
2. 顧問は、総会において賛助会員の中から選任する。

3. 役員の任期は、就任後第2回目の定時総会の終了までとする。
4. 役員の再任は妨げない。

第18条（役員職務）

1. 会長は、青調会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長及び会計に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は、青調会の執務に協力する。
4. 会計は、青調会の資産の管理を行う。
5. 監事は、青調会の業務及び会計を監査する。
6. 顧問は、会長の求めに応じ、助言、協力をする。

第19条（役員会）

1. 役員会は、会長、副会長、会計及び幹事で構成し、会務の執行にあたる。
2. 会長は、会務執行上必要と認めるときは、役員会を招集する。また、必要あるときは、顧問の出席を求めることができる。
3. 役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成をもって議決する。

第4章 会計

第20条（会計年度）

青調会の会計年度は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

第21条（資産の構成）

青調会の資産は、会費、寄付金品、その他の収入で構成する。

第22条（経費の支弁）

青調会の経費は、資産をもって支弁する。

第23条（会費）

1. 会費は、正会員、賛助会員共に年額12,000円とする。
2. 会費は、会計年度終了後から定時総会開催日までに、年間分を一括前納することとする。
3. 年度の途中に入会した場合の会費は月割りとする。

第24条（活動費の補助）

青調会は、役員会の承認を得て、研修会等へ参加するものに対し、活動費を補助することが出来る。

第5章 雑則

第25条（諸規定の設置）

会長は、青調会の運営を円滑にするために、役員会の承認を得て、本会則に付帯する諸規定を定めることが出来る。

附則（施行期日）

本会則は、設立総会の決議をもって施行する。なお、初年度の会計年度は、設立総会から翌年の7月31日とする。

附則（第16条）

この改正会則は、総会の日（平成29年9月9日）から施行する。